

畜産経営の安定に関する法律施行規則第4条第3号に基づく  
農林水産大臣が指定する者の指定について

第1 趣旨

畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号。以下「法」という。）第3条第1項に規定する肉用牛の生産者の経営に及ぼす影響を緩和するための交付金（以下「交付金」という。）の交付に当たり、畜産経営の安定に関する法律施行規則（昭和36年農林省令第58号）第4条第3号の規定に基づく積立金を適切に管理することができるものと認められるものとして農林水産大臣が指定する者（以下「積立金管理者」という。）の指定に関する基準は、次のとおりとする。

第2 指定の申請

積立金管理者の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、法第3条第1項第1号に規定する負担金の徴収方法及び同号に規定する積立金の管理方法等を定めた業務規程（以下「業務規程」という。）及び次に掲げる書類を別紙様式による指定申請書に添えて、農林水産大臣に提出するものとする。

ア 定款

イ アに掲げる書類のほか、農林水産大臣が指定の判断に関し必要と認める書類

第3 積立金管理者の指定

1 申請者が以下の各号に該当すると認められる場合、指定の日から2年6月以上3年6月を超えない範囲内で農林水産大臣が定める期間の間積立金管理者として指定するものとする。ただし、(2)を満たさなかった品種がある場合には、その理由が妥当であると認められる場合、当該品種を除いた品種についてのみ積立金管理者として指定するものとする。

(1) 積立金の適正かつ確実な管理が実施できると認められること。

(2) 申請月の翌月から3年間において、「畜産経営の安定に関する法律施行規則第4条第3号、第5条第2号及び第3号イ、第9条並びに第10条の規定に基づき、同規則第4条第3号の農林水産大臣が定める期限等を定める件（平成29年農林水産省告示第134号。以下「告示」という。）」第1条第1項に規定する負担金の納付期限を迎えることが見込まれる品種ごとの肉用牛の頭数（ただし、告示第1条第1項第1号から第3号に規定する品種についてはその合計頭数）が概ね10頭以上であること。

(3) 申請者の業務規程において、以下の項目が定められていること。

ア 業務を行う区域（以下「業務区域」という。）

イ 業務の対象となる品種区分

ウ 負担金の納付に関する事項

エ 交付金が交付される場合における積立金から支払われる額の算出方法に関する事項

オ 積立金から支払われる額の交付の方法に関する事項

#### カ 積立金の管理に関する事項

#### キ 農林水産大臣及び独立行政法人農畜産業振興機構理事長に対する報告に関する事項

- (4) 業務区域が一又は二以上の都道府県の区域であること。
- (5) 申請者の業務区域内で生産される肉用牛（業務の対象とする品種区分のものに限る。）の生産者全てについて積立金の管理を行うことができ、かつ、これら生産者を正当な理由なく差別的に取り扱わないものであること。
- (6) 暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者をいう。）がその事業活動を支配する者でないこと。
- (7) 第4の規定により指定を解除された者が積立金管理者の指定を再び受けようとする場合、その解除の日から3年以上経過していること。
  - 2 指定の申請があった場合において、申請者の業務区域に係る都道府県知事の意見を求めることができるものとする。
  - 3 農林水産大臣が積立金管理者を指定したときは、遅滞なく、その旨を公表するとともに、都道府県知事に通知するものとする。

#### 第4 指定の解除

- 1 積立金管理者が以下の各号のいずれかに該当すると認められた場合には、積立金管理者の指定を解除するものとする。
  - (1) 虚偽の内容により積立金管理者としての指定を受けたことが明らかになった場合
  - (2) 積立金管理者が法その他関係法令の規定に違反したために罰金以上の刑に処された場合
  - (3) 積立金管理者が積立金を適切に管理できると認められなくなった場合
  - (4) 積立金管理者から指定の解除の申出があった場合
- 2 農林水産大臣が積立金管理者の指定を解除したときは、遅滞なく、その旨を公表するとともに、都道府県知事に通知するものとする。
- 3 積立金管理者は、1により積立金管理者の指定を解除された場合は、解除された日時点における積立金の残高を当該積立金管理者に負担金を納付した金額の割合に応じて、負担金を納付した生産者及び生産者以外の者（生産者の負担を軽減するために負担金の一部を負担した者を含む。）に対して速やかに返還しなければならない。